

改正案	現行
<p>（法第十三条第一項第四号に規定する政令で定める資金）</p> <p>第三条 法第十三条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 特に経済的に困難な事情にある配偶者のない女子が扶養している児童の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）への入学又は配偶者のない女子が扶養している児童若しくは法第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下単に「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）が同時に民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下「配偶者のない女子の二十歳以上である子等」という。）の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学、<u>大学院</u>、<u>高等専門学校</u>若しくは専修学校への入学若しくは法第十</p>	<p>（法第十三条第一項第四号に規定する政令で定める資金）</p> <p>第三条 法第十三条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 特に経済的に困難な事情にある配偶者のない女子が扶養している児童の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）への入学又は配偶者のない女子が扶養している児童若しくは法第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下単に「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）が同時に民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下「配偶者のない女子の二十歳以上である子等」という。）の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学、<u>高等専門学校</u>若しくは専修学校への入学若しくは法第十三条第一</p>

三条第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下この章において「修業施設」という。）への入所に際し必要な資金

十（略）

（貸付金額の限度）

第七条 法第十六条に規定する母子福祉資金貸付金（以下単に「母子福祉資金貸付金」という。）の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二（略）

三 法第十三条第一項第二号に規定する資金（以下「母子修学資金」という。）イからニまでに掲げる母子修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に基づく児童扶養手当その他厚生労働大臣の定める給付（以下「児童扶養手当等」という。）を受けることができなくなつた配偶者のない女子が扶養している当該児童に係る母子修学資金については、当該就学期間中その額に同法第五条第一項に規定する額（同法第五条の二の規定により児童扶養手当の額が改定されているときは、その額。以下同じ。）を加算した額

イ・ロ（略）

項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下この章において「修業施設」という。）への入所に際し必要な資金

十（略）

（貸付金額の限度）

第七条 法第十六条に規定する母子福祉資金貸付金（以下単に「母子福祉資金貸付金」という。）の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二（略）

三 法第十三条第一項第二号に規定する資金（以下「母子修学資金」という。）イからハまでに掲げる母子修学資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に基づく児童扶養手当その他厚生労働大臣の定める給付（以下「児童扶養手当等」という。）を受けることができなくなつた配偶者のない女子が扶養している当該児童に係る母子修学資金については、当該就学期間中その額に同法第五条第一項に規定する額（同法第五条の二の規定により児童扶養手当の額が改定されているときは、その額。以下同じ。）を加算した額

イ・ロ（略）

ハ 大学院に就学する児童に係る母子修学資金 就学期間中月額

十三万二千円（博士課程を履修する児童にあつては、十八万三千円）

ニ（略）

四〇十（略）

十一 第三条第九号に規定する資金（以下「母子就学支度資金」という。） イ又はロに掲げる母子就学支度資金の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ（略）

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童（専修学校にあつては、専門課程へ入学する児童に限る。）に係る母子就学支度資金 三十八万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童（専修学校にあつては、専門課程へ入学する児童に限る。）にあつては、五十九万円）

十二（略）

（貸付方法及び利率）

第八条 母子福祉資金貸付金の据置期間及び償還期限は、次のとおりとする。

資金の種類別	据置期間	償還期限
母子就学支度資金	（略）	（略）
母子就学支度資金の貸付け	（略）	据置期間経過後二十年以内（専修学校に入学する

（新設）

ハ（略）

四〇十（略）

十一 第三条第九号に規定する資金（以下「母子就学支度資金」という。） イ又はロに掲げる母子就学支度資金の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ（略）

ロ 大学、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童（専修学校にあつては、専門課程へ入学する児童に限る。）に係る母子就学支度資金 三十八万円（私立の大学、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童（専修学校にあつては、専門課程へ入学する児童に限る。）にあつては、五十九万円）

十二（略）

（貸付方法及び利率）

第八条 母子福祉資金貸付金の据置期間及び償還期限は、次のとおりとする。

資金の種類別	据置期間	償還期限
母子就学支度資金	（略）	（略）
母子就学支度資金の貸付け	（略）	据置期間経過後二十年以内（専修学校に入学する

2 5	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)

(母子修学資金の交付の停止及び減額)

第十一条 都道府県は、母子修学資金の貸付けにより高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学した者が当該高等課程を履修するものに係る母子就学支度資金については、据置期間経過後五年以内)

により高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学した者が当該高等課程を履修するものに係る母子就学支度資金については、据置期間経過後五年以内)

児童又は配偶者のない女子の二十歳以上である子等であつて、一般課程を履修するものに係る母子就学支度資金については、据置期間経過後五年以内)

は、その死亡し、又はやめて後) 六箇月を経過するまで

ときは、その休学を始めた日の属する月の翌月から復学の日の属する月の前月までの間につき、当該母子修学資金の貸付金の交付をやめ、又はその額を減額することができる。

(償還金の支払猶予)

2 5	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)

(母子修学資金の交付の停止及び減額)

第十一条 都道府県は、母子修学資金の貸付けにより高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に入学した者が休学したときは、その休学を始めた日の属する月の翌月から復学の日の属する月の前月までの間につき、当該母子修学資金の貸付金の交付をやめ、又はその額を減額することができる。

(償還金の支払猶予)

第十九条 都道府県は、次に掲げる場合には、第八条第一項の規定にかかわらず、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払を猶予することができる。ただし、第一号に掲げる場合において、当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担する借主がある場合におけるその借主が、支払期日に当該償還金を支払うことができると認められるときは、この限りでない。

一 (略)

二 母子修学資金又は母子就学支度資金に係る償還金の支払期日において、当該資金の貸付けにより修学又は入学をした者が中学校、高等学校、大学、大学院、高等専門学校若しくは専修学校に就学し、又は母子修業資金の貸付けにより知識技能を習得しているとき。

2 (略)

(法第三十一条の六第一項第四号に規定する政令で定める資金)

第三十一条 法第三十一条の六第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一 八 (略)

九 特に経済的に困難な事情にある配偶者のない男子が扶養している児童の小学校若しくは中学校への入学又は配偶者のない男子が扶養している児童若しくは法第六条第六項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの(以下単に「配偶者のない

第十九条 都道府県は、次に掲げる場合には、第八条第一項の規定にかかわらず、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払を猶予することができる。ただし、第一号に掲げる場合において、当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担する借主がある場合におけるその借主が、支払期日に当該償還金を支払うことができると認められるときは、この限りでない。

一 (略)

二 母子修学資金又は母子就学支度資金に係る償還金の支払期日において、当該資金の貸付けにより修学又は入学をした者が中学校、高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校に就学し、又は母子修業資金の貸付けにより知識技能を習得しているとき。

2 (略)

(法第三十一条の六第一項第四号に規定する政令で定める資金)

第三十一条 法第三十一条の六第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一 八 (略)

九 特に経済的に困難な事情にある配偶者のない男子が扶養している児童の小学校若しくは中学校への入学又は配偶者のない男子が扶養している児童若しくは法第六条第六項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの(以下単に「配偶者のない

男子で現に児童を扶養しているもの」という。)が同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者(以下「配偶者のない男子の二十歳以上である子等」という。)の高等学校、大学、大学院、高等専門学校若しくは専修学校への入学若しくは法第三十一条の六第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの(以下この章において「修業施設」という。)への入所に際し必要な資金

十 (略)

(貸付金額の限度)

第三十一条の五 法第三十一条の六第六項に規定する父子福祉資金貸付金(以下単に「父子福祉資金貸付金」という。)の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第三十一条の六第一項第二号に規定する資金(以下「父子修学資金」という。) イからニまでに掲げる父子修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることができなくなった配偶者のない男子が扶養して

男子で現に児童を扶養しているもの」という。)が同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者(以下「配偶者のない男子の二十歳以上である子等」という。)の高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校への入学若しくは法第三十一条の六第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの(以下この章において「修業施設」という。)への入所に際し必要な資金

十 (略)

(貸付金額の限度)

第三十一条の五 法第三十一条の六第六項に規定する父子福祉資金貸付金(以下単に「父子福祉資金貸付金」という。)の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第三十一条の六第一項第二号に規定する資金(以下「父子修学資金」という。) イからハまでに掲げる父子修学資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることができなくなった配偶者のない男子が扶養して

資金の種類	据置期間	償還期限
<p> いる当該児童に係る父子修学資金については、当該就学期間中その額に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額を加算した額 イ・ロ (略) </p> <p> ハ 大学院に就学する児童に係る父子修学資金 就学期間中月額十三万二千円(博士課程を履修する児童にあつては、十八万三千円) </p> <p> ニ (略) </p> <p> 四〇十 (略) </p> <p> 十一 第三十一条第九号に規定する資金(以下「父子就学支度資金」という。) イ又はロに掲げる父子就学支度資金の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額 </p> <p> イ (略) </p> <p> ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童(専修学校にあつては、専門課程へ入学する児童に限る。)に係る父子就学支度資金 三十八万円(私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童(専修学校にあつては、専門課程へ入学する児童に限る。)にあつては、五十九万円) </p> <p> 十二 (略) </p> <p> (貸付方法及び利率) 第三十一条の六 父子福祉資金貸付金の据置期間及び償還期限は、次のとおりとする。 </p>		

資金の種類	据置期間	償還期限
<p> いる当該児童に係る父子修学資金については、当該就学期間中その額に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額を加算した額 イ・ロ (略) </p> <p> (新設) </p> <p> ハ (略) </p> <p> 四〇十 (略) </p> <p> 十一 第三十一条第九号に規定する資金(以下「父子就学支度資金」という。) イ又はロに掲げる父子就学支度資金の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額 </p> <p> イ (略) </p> <p> ロ 大学、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童(専修学校にあつては、専門課程へ入学する児童に限る。)に係る父子就学支度資金 三十八万円(私立の大学、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童(専修学校にあつては、専門課程へ入学する児童に限る。)にあつては、五十九万円) </p> <p> 十二 (略) </p> <p> (貸付方法及び利率) 第三十一条の六 父子福祉資金貸付金の据置期間及び償還期限は、次のとおりとする。 </p>		

(略)	父子就学支度資金	(略)	(略)
	父子就学支度資金の貸付けにより高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学した者が当該高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校における修学を終了して後（その者が死亡し、又は修学をすることをやめたときは、その死亡し、又はやめて後）六箇月を経過するまで	(略)	
2 5	(略)	(略)	(略)

(法第三十二条第一項第四号に規定する政令で定める資金)

第三十二条 法第三十二条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一〜七 (略)

八 法第三十二条第一項に規定する寡婦の被扶養者（以下単に「寡

(略)	父子就学支度資金	(略)	(略)
	父子就学支度資金の貸付けにより高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に入学した者が当該高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校における修学を終了して後（その者が死亡し、又は修学をすることをやめたときは、その死亡し、又はやめて後）六箇月を経過するまで	(略)	
2 5	(略)	(略)	(略)

(法第三十二条第一項第四号に規定する政令で定める資金)

第三十二条 法第三十二条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一〜七 (略)

八 法第三十二条第一項に規定する寡婦の被扶養者（以下単に「寡

婦の被扶養者」という。)の高等学校、大学、大学院、高等専門
学校若しくは専修学校への入学又は同項第三号に規定する知識技
能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの(以下「
修業施設」という。)への入所に際し必要な資金

九 (略)

(貸付金額の限度)

第三十六条 法第三十二条第六項に規定する寡婦福祉資金貸付金(以
下単に「寡婦福祉資金貸付金」という。)の貸付金額の限度は、次
の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする
。

一・二 (略)

三 法第三十二条第一項第二号に規定する資金(以下「寡婦修学資
金」という。)イからニまでに掲げる寡婦修学資金の区分に応
じ、それぞれイからニまでに定める額

イ・ロ (略)

ハ 大学院に就学する寡婦の被扶養者に係る寡婦修学資金 就学
期間中月額十三万二千円(博士課程を履修する寡婦の被扶養者
にあつては、十八万三千円)

ニ (略)

四〇十 (略)

十一 第三十二条第八号に規定する資金(以下「寡婦就学支度資金
」という。)イ又はロに掲げる寡婦就学支度資金の区分に応じ

婦の被扶養者」という。)の高等学校、大学、高等専門学校若し
くは専修学校への入学又は法第三十二条第一項第三号に規定する
知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの(以
下「修業施設」という。)への入所に際し必要な資金

九 (略)

(貸付金額の限度)

第三十六条 法第三十二条第六項に規定する寡婦福祉資金貸付金(以
下単に「寡婦福祉資金貸付金」という。)の貸付金額の限度は、次
の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする
。

一・二 (略)

三 法第三十二条第一項第二号に規定する資金(以下「寡婦修学資
金」という。)イからハまでに掲げる寡婦修学資金の区分に応
じ、それぞれイからハまでに定める額

イ・ロ (略)

(新設)

ハ (略)

四〇十 (略)

十一 第三十二条第八号に規定する資金(以下「寡婦就学支度資金
」という。)イ又はロに掲げる寡婦就学支度資金の区分に応じ

、それぞれイ又はロに定める額

イ (略)

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する寡婦の被扶養者（専修学校にあつては、専門課程へ入学する寡婦の被扶養者に限る。）に係る寡婦就学支度資金 三十八万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する寡婦の被扶養者（専修学校にあつては、専門課程へ入学する寡婦の被扶養者に限る。）にあつては、五十九万円）

十二 (略)

(貸付方法及び利率)

第三十七条 寡婦福祉資金貸付金の据置期間及び償還期限は、次のとおりとする。

資金の種類別 (略)	据置期間 (略)	償還期限 (略)
寡婦就学支度資金	寡婦就学支度資金の貸付けにより高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学した者が当該高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学した者が当該高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校	据置期間経過後二十年以上内（専修学校に入学する寡婦の被扶養者であつて、一般課程を履修するもの）に係る寡婦就学支度資金については、据置期間経過後五年以内）

、それぞれイ又はロに定める額

イ (略)

ロ 大学、高等専門学校又は専修学校へ入学する寡婦の被扶養者（専修学校にあつては、専門課程へ入学する寡婦の被扶養者に限る。）に係る寡婦就学支度資金 三十八万円（私立の大学、高等専門学校又は専修学校へ入学する寡婦の被扶養者（専修学校にあつては、専門課程へ入学する寡婦の被扶養者に限る。）にあつては、五十九万円）

十二 (略)

(貸付方法及び利率)

第三十七条 寡婦福祉資金貸付金の据置期間及び償還期限は、次のとおりとする。

資金の種類別 (略)	据置期間 (略)	償還期限 (略)
寡婦就学支度資金	寡婦就学支度資金の貸付けにより高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に入学した者が当該高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に入学した者が当該高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校	据置期間経過後二十年以上内（専修学校に入学する寡婦の被扶養者であつて、一般課程を履修するもの）に係る寡婦就学支度資金については、据置期間経過後五年以内）

2 5	(略)	(略)	(略)	学をすることをやめたときは、その死亡し、又はやめて後) 六箇月を経過するまで
	(略)			

2 5	(略)	(略)	(略)	めたときは、その死亡し、又はやめて後) 六箇月を経過するまで
	(略)			